

一般社団法人晴れの郷 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人晴れの郷と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、高齢者や障害を持った人、生活に困窮する人など、いろいろな課題を抱えながら地域で生活する人たちを支援し、その人たちがその地域の中で 尊厳を保持し、可能な限りその人らしい生活を送ることが出来るよう、地域社会の福祉課題に対して地域福祉活動を実践していきます。また、地域福祉活動の実践できる人材及び福祉従事者を育成し、地域の福祉力の向上に努めています。防災活動や災害時の被災者支援、防災教育などに積極的に取り組むことを目的とし、その目的達成のために下記の事業を行う。

- 1 介護保険事業
- 2 高齢者福祉事業
- 3 障がい者福祉事業
- 4 児童福祉事業
- 5 権利擁護事業
- 6 生活困窮者支援事業
- 7 防災及び被災者支援活動
- 8 講演活動
- 9 地域交流活動
- 10 福祉教育の推進活動
- 11 介護予防事業
- 12 移動支援
- 13 引きこもり者への支援活動
- 14 その他の地域福祉活動
- 15 国、地方公共団体や社会福祉協議会等からの委託事業
- 16 前各号に附帯する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を岡山県久米郡美咲町に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員・入会及び種別)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 3 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法」という。）上の社員とする。
 - ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
 - ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
 - ③ 名誉会員 この法人に功績のあった者または学識経験者で社員総会において推薦された者

(会費等)

第6条 正会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 1年以上会費等を滞納したとき
- ② 総社員の同意
- ③ 死亡または会員である団体の解散
- ④ 除名

2 会員は、前項の資格を喪失したときは退会するものとする。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員の除名については、当法人の会員が法人の名譽を毀損し、または当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第11条 社員総会は、一般社団・一般財団法に規定する事項、法人の組織運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議することができる。

(招 集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2カ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、一般社団・一般財団法第49条第2項に規定する事項または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 社員またはその法定代理人は、当法人の社員または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名または記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(理事の員数)

第18条 当法人には、理事を1名以上置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(理事の選任)

第19条 理事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の任期)

- 第21条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

- 第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基 金

(基金の募集)

- 第23条 当法人は、社員または第三者に対し、一般社団・一般財団法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

- 第24条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事の過半数の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第25条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

- 第26条 基金拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般社団・一般財団法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第6章 解 散

(解散の事由)

- 第27条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 社員総会の決議

- ② 存続期間の満了
- ③ 法人の合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- ④ 社員が欠けたとき
- ⑤ 法人の破産手続開始決定
- ⑥ 解散を命ずる裁判

（法人の継続）

第28条 前条第1号及び第2号の事由によって解散した場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

第7章 計 算

（事業年度）

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 附 則

（最初の事業年度）

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から令和5年3月31日までとする。

（設立時社員の氏名または名称及び住所）

第31条 当法人の設立時社員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。

安井 純二 岡山県津山市安井902番地
安井 曜根 岡山県津山市安井902番地

（設立時理事等の氏名及び住所）

第32条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時理事

安井 純二 岡山県津山市安井902番地
安井 曜根 岡山県津山市安井902番地

設立時代表理事

安井 純二 岡山県津山市安井902番地

(定款に定めのない事項)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・一般財団法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人晴れの郷の設立に際し、設立時社員の安井純二、安井暁根の定款作成代理人である司法書士 延原健は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和4年9月7日

岡山県津山市安井902番地
設立時社員 安井 純二

岡山県津山市安井902番地
設立時社員 安井 暁根

上記設立時社員2名の定款作成代理人
岡山県久米郡美咲町原田3215番地4
司法書士 延原 健